

挑戦に値します “県営住宅の申し込み”で 快適生活を！

公的機関が運営する施設は、安価で快適なことで知られています。埼玉県の県営住宅も例外ではありません。人気があるため当選は難しいですが、挑戦する価値は十分にあります。日ごろの熱意が必要です。



埼玉県の県営住宅は、当選できれば快適な生活が待っています

外国人の生活相談で、最近埼玉県の県営住宅の申し込み方を教えてほしいと、よくたずねられるようになりました。県営住宅は民間の住宅より家賃が安いと外国籍の方の間にも情報が伝わって来たからでしょう。

数は少ないですが、埼玉県には県営住宅が県内各所にあります。家賃も県営住宅は民間の住宅より安いところが多いです。県営住宅には外国籍の方も在留資格があれば入居できます。ただ、県営住宅に入居するには、さまざまな条件を満たさなければなりません。

たとえば、申し込み時に埼玉県内に住所又は勤務先があることや、世帯の収入月額が基準以下の範囲内であることなどがあります。

募集は年4回、日ごろから希望の入居地域を研究しておくことが大切です

埼玉県の県営住宅の入居方式は必要書類を提出して、抽選で選ばれる方式です。

住宅の募集は年に4回、1月と、4月、7月、10月にあります。申し込み用紙は入居募集中に市役所・町村役場や埼玉県住宅供給公社の本社と支社で入手できます。申し込み用紙は無料です。

申し込み用紙を手にいれたら、

- ①入居者募集県営住宅一覧表を見て、気に入った住居を探します。
- ②次に自分がそこに申し込めるかチェックします。たとえば自分の世帯が二人なのに三人以上の世帯用の住居には申し込み出来ません。
- ③チェックし終り、申し込めるとなったら、申込書に記入します。
- ④記入し終わったら、申込用封筒に入れ、切手を貼り、期日までに送ります。一世帯で1通の申し込みとなります。2通以上郵送すると失格になります。
- ⑤郵送後、抽選番号通知書が送られてきます。抽選で当選すれば、入居となります。倍率はかなり高いですが、申し込まなければチャンスは生まれません。申し込みには手間はかかりますが、まずは申し込んでみましょう。

注：2013年1月現在

地震の備えに心強い本ができました

「7ヶ国語防災ガイドブック」&緊急カード



東日本大震災の教訓から、各地で地震が起きた時の備えや心構えについての講演や勉強会が頻繁に行われています。ふじみの国際交流センターでも、外国人の皆さんにも地震などの災害について、日ごろの備えを身につけていただこうと「7ヶ国語防災ガイドブック」&緊急カードを作りました。内容は地震が起きた時の対応や避難所の話、家族の安否など、普段、家族間であまり話し合うことのない話題がいっぱい詰まっています。

翻訳された言語として英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、そして日本語の7ヶ国語で説明されています。同時に、いつも身につけていたい「外国人緊急カード」も付いていますので、緊急時そのカードを示せば、言葉のわからない日本人からも援助が受けられるようになっていきます。今この本を無料で差し上げています。ご希望の方はセンターまでご連絡ください。

☎ 049-256-4290 FAX 049-256-4291

急募！！
翻訳者・通訳者 ボランティア募集

皆さんの周りに日本語の堪能な方はおられませんか。語学力を生かして公的な書類や冊子、センターの出版物の翻訳と生活相談などの通訳をしていただきます。常にお仕事があるわけではありませんが、仕事が発生しだい随時ご連絡いたします。

- **翻訳・通訳言語** 英語・タガログ語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・韓国語
- **応募条件** お住まいはどこでもかまいませんが、最初の打ち合わせに来ることができる方。2回目以降はメールでやり取りします。翻訳や通訳経験が1年以上ある方
- **報酬** ボランティア価格となりますが、センター規定の謝礼金額になります。翻訳分野や内容、文字数などにより金額が変わります。
- **応募方法** 電話でご連絡のうえ、ふじみの国際交流センターにおいでください。
- **連絡先** ふじみの国際交流センター
☎ 049-256-4290

知ってましたか
平成24年度の埼玉県最低賃金

埼玉県で事業を起こしている人や働いている人すべてに当てはまる「埼玉県最低賃金」と特定の産業に当てはまる「特定（産業別）最低賃金」というものがあるのを知ってましたか。あまり馴染みのないものですが、参考のためにご紹介してみましよう。

埼玉県最低賃金〔時間額 771円〕 24/10/1	
特定（産業別）最低賃金	時間額
非鉄金属製造業	832円
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業	836円
輸送用機械器具製造業	847円
光学機械器具・レンズ・時計・同部分品製造業	845円
各種商品小売業	802円
自動車小売業	847円
埼玉県最低賃金よりも特定（産業別）最低賃金が優先されます。（発行日 24/12/1）	

www.ficec.jp/living/

●情報の詳しい説明は「ふじみの国際交流センター」049-256-4290 へ